

## #イワテノタカラ#イワテノコレカラ スローガン使用取扱要領

岩手県環境生活部若者女性協働推進室

### (目的)

第1条 この要領は、「いわて県民計画（2019～2028）」第2期アクションプランのスタートに合わせ、いわての将来像をみんなで共有していくために策定したスローガン「どんどん、じゃんじゃん、いわての希望」の利用に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) スローガン 「どんどん、じゃんじゃん、いわての希望」
- (2) 物品 デザイン等を使用した商品、景品、商品等のパッケージ及びこれらに準ずるもの

### (スローガンの使用)

第3条 スローガンの使用については、料金は無償とし、特に許諾を要しない。ただし、収益を上げることなどを目的として作成し、若しくは提供される物品又はサービスにスローガンを使用する場合は、あらかじめ、岩手県環境生活部若者女性協働推進室長（以下「管理者」という。）に、協議するものとする。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

- (1) 岩手県の品位を傷つけるおそれ、若しくは県の施策の推進の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (4) スローガンのイメージを損なうおそれのあるとき。

3 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、スローガンの使用を禁止することができる。

- (1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
- (2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。

### (責任の制限)

第4条 使用者が、スローガンの使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、管理者は責任の一切を負わないものとする。

### (補則)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に管理者が定める。